

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年6月1日付けで行った平成30年度の固定資産税賦課処分のうち、別紙物件目録記載の各償却資産（以下併せて「本件償却資産」という。）に係る部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

- 1 処分庁は、〇〇が設置、所有する学校（土地建物）のうち、〇〇に設置された学生食堂の〇〇売店及び〇〇の各部分、〇〇及び〇〇に設置された〇〇（2か所）の各部分について、〇〇が直接教育の用に供する固定資産と認め、法349条2項9号の規定を適用し、平成30年度の固定資産税を非課税とした。

本件償却資産のうち、別紙物件目録1及び11ないし17（学生食堂の〇〇売店で使用）、33ないし50及び63ないし78（〇〇で使用）、51ないし62（〇〇売店2か所で使用）記載の資産

も、上記の非課税対象となった土地建物部分で同様の用途に供されていることから、法348条2項9号の「直接教育の用に供する固定資産」に該当する。また、同号には固定資産の所有者要件はないことから、私立大学及び私立短期大学において償却資産が同号の「教育の用に供する固定資産」であると認められる場合には、その主体は当然に学校法人となる。同号において「学校法人等」と主体が規定されているのは当然のことを記載しているに過ぎず、この要件が株式会社等を含む各種法人の中から特に「学校法人等」に限定する機能を果たすものではないことから、上記償却資産には法348条2項9号の非課税規定が適用されるべきである。

- 2 本件償却資産のうち、別紙物件目録2ないし10及び18ないし32記載の資産については、種々雑多なものが含まれているため個別に取り上げて論じることはしないが、上記1と同様に法348条2項9号の非課税規定が適用されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月 3日	諮問
令和 元年 5月 17日	審議（第33回第2部会）
令和 元年 6月 18日	審議（第34回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税の課税客体

法 3 4 1 条 1 号によれば、固定資産とは土地、家屋及び償却資産であるとされ、同条 4 号によれば、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいうとされている。

(2) 固定資産税の納税義務者

法 3 4 3 条 1 項によれば、固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者であるとされ、同条 3 項によれば、同条 1 項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうとされている。

(3) 固定資産税の非課税

法 3 4 8 条 2 項 9 号によれば、学校法人又は私立学校法 6 4 条 4 項の法人（以下「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産（同項 1 0 号の 4 に該当するものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができないとされている。

そして、「法 3 4 8 条 2 項 9 号が、学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない旨を定めている趣旨は、学校法人等の有する公益的な性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産について、政策的な観点から、例外的に固定資産税を非課税とすることにあると解される。このような規定の趣旨に加え、納税

義務の公平な分担等の観点も考慮すると、同号の非課税要件は、その文理に即して厳格に解釈されるべきである」とされている（東京地方裁判所平成29年1月24日判決。判例地方自治433号11頁参照）。

(4) 固定資産税の課税標準及び税率

法349条の2によれば、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている。また、法350条1項によれば、固定資産税の税率は、100分の1.4とされている。

(5) 固定資産税の賦課期日

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とされている。

(6) 償却資産の申告と登録

法383条によれば、固定資産税の納税義務のある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに都知事に申告しなければならないとされている。

また、法381条5項によれば、都知事は、総務省令で定めるところにより、償却資産課税台帳に償却資産の所有者の住所、氏名又は名称、並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならないとされている。

(7) 固定資産の価格等の決定及び登録

法410条1項によれば、都知事は、固定資産の価格等を毎年3月31日までに決定しなければならないとされている。そして、法411条1項によれば、法410条1項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合には、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならないとされている。

(8) 固定資産の価格等の修正

法417条1項によれば、都知事は、法411条2項の規定によって公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと等を発見した場合においては、直ちに決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録し、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとされている。

- 2 これを本件についてみると、平成30年度の固定資産税の賦課期日（同年1月1日）現在、請求人は、本件償却資産の所有者であることが認められる。

そして、法348条2項9号が（中略）、学校法人等の有する公益的な性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産について、政策的な観点から、例外的に固定資産税を非課税とすること（中略）、納税義務の公平な分担等の観点も考慮すると、同号の非課税要件は、その文理に即して厳格に解釈されるべきである（上記1・(3)）とされていることを踏まえた上で、本件償却資産が同号に規定する「学校法人等がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産」に当たるか否かについて検討すると、請求人が同号に規定する「学校法人等」に当たるものとは認められない以上、本件償却資産が「直接教育の用に供する固定資産」に当たるか否かにかかわらず、本件償却資産につき同号の非課税規定は適用されないものである。

したがって、処分庁が、本件償却資産について法348条2項9号の規定を適用せずになした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、法348条2項9号には固定資産の所有者要件はないことから、私立大学及び私立短期大学において償却資産が同号の「教育の用に供する固定資産」であると認められる場合には、その主体は当然に学校法人となり、同号において

「学校法人等」と主体が規定されているのは当然のことを記載しているに過ぎず、この要件が株式会社等を含む各種法人の中から特に「学校法人等」に限定する機能を果たすものではない等と主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、法348条2項9号の非課税要件は、その文理に即して厳格に解釈されるべきであり、請求人が同号に規定する「学校法人等」に当たらない以上、同号の非課税規定は適用されず、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)